

情報公開と利用促進のためのガイド

2013年9月10日

特定非営利活動法人
ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム (ASPIC)

1. ASPICの重点活動『5本柱』

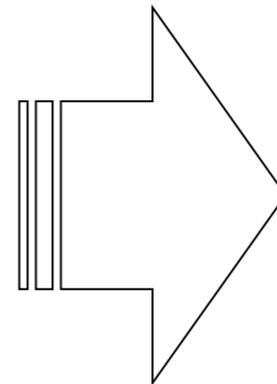
1999年設立以来、13周年となるNPO法人 ASPICでは、以下の5本柱の一層の推進・展開を図り「普及促進からビジネス実践」へと新たな飛躍・発展を目指し、各種施策の推進を引き続き実行してまいります。



2. ASP・SaaS・クラウドの普及促進活動による成果

ASP・SaaS・クラウド普及促進
協議会
(平成19年度総務省と合同で設立)

ASP・SaaSデータセンター促進
協議会
(平成21年度設立・総務省と連携)



成果

市場拡大及び事業者・利用者
のための安定した
サービス提供のための
**指針・ガイドライン等
策定**

ASPICは『20』の
ガイドライン等の策定に協力

2. 1 指針・ガイドラインの成果

指針・ガイドラインの策定によって、

- ① ASP・SaaS情報開示認定制度の立上げによって、利用者が安心してサービスの提供を受ける際の拠り所ができた。
- ② 適切な管理によって医療情報の外部保存が可能となり、ASP・SaaS事業者の市場拡大に寄与した。
- ③ ASP・SaaS事業者がビジネスを展開するためのガイドを提供し、安心・安全なクラウドサービスの展開に寄与した。

2. 2 ガイドラインで緩和された外部委託業務

厚生労働省医政局長、保険局長の通達 平成22年2月1日

「診療録等の保存を行う場所について」の一部改正について

外部保存通知第1に掲げる診療録等の電子媒体による外部保存については、外部保存通知第2の1及び第3に掲げる事項を遵守すること。

特に、今回の外部保存通知の改正は

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、

「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」、

「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」及び

「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」

が整備されたことを前提に行うものであることから、これらのガイドラインについての遵守を徹底すること。

(注)厚生労働省の通達からの引用

2. 3 ASP・SaaS・クラウド関連のガイドライン・指針等の策定状況

●H23年度までは、ASP・SaaS・クラウドの利用促進のため、事業者、及び利用者向けのガイドラインを主に策定してきた。

●H24年度は、政府が進めるオープンデータ戦略を踏まえて、情報の公開・二次利用に関するガイドラインを以下のとおり策定・公表した。

(1)地盤情報の公開・二次利用促進のためのガイド(総務省公表)

(2)農産物情報の提供・二次利用ガイド(ASPIC公表)

(3)水産物情報等の提供・二次利用ガイド(ASPIC公表)

(4)防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド(総務省公表)

2.4 ASP・SaaS・クラウド関連のガイドライン・指針等の全体

		分野別の策定						
		分野共通	地方公共団体	医療・介護	教育	社会資本	農林漁業	防災・災害
クラウドの利用促進	ASP・SaaS・クラウド事業者向け	<p>ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン(総務省、2008.1)</p> <p>クラウド事業者による情報開示の参照ガイド(IPA、2011.4)</p> <p>ASP・SaaS事業者間連携ガイド(総務省、2012.7)</p>	<p>クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針(総務省、2011.12)</p> <p>ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針(総務省、2007.11)</p> <p>データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針(総務省、2009.2,2011.12改定)</p> <p>IaaS・PaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針(総務省、2011.12)</p> <p>データセンター事業者連携ガイド(ASPIC、2012.12)</p>	<p>ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン(総務省2009.7, 2010.12改定)</p> <p>ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドラインに基づくSLA参考例(総務省、2010.12)</p> <p>医療情報を受託管理する情報処理事業における安全管理ガイドライン(経産省、2008.3, 2012.10改定)</p>	<p>校務分野におけるASP・SaaS事業者向けガイドライン(総務省、2010.10)</p>		<p>ASP・SaaS・クラウドによる米・米加工品トレーサビリティサービス提供の手引き(総務省、2012.7)</p>	
	利用者向け	<p>データセンター利用ガイド(ASPIC、2010.10)</p> <p>クラウドサービス利用者の保護とコンプライアンス確保のためのガイド(ASPIC、2011.7)</p> <p>中小企業のためのクラウドサービス安全利用の手引き(IPA、2011.4)</p> <p>クラウドサービスの利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン(経産省、2011.4)</p> <p>SaaS向けSLAガイドライン(経産省、2008.1)</p>	<p>地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン(総務省、2010.4)</p> <p>公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドライン(総務省、2003.3)</p>	<p>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.1版(厚労省、2010.2改版)</p>	<p>学校情報セキュリティ推奨仕様書第1.0版(CEC、2010)</p> <p>総合情報化計画の一環としての校務情報化に関するガイドライン(APPLIC、2009)</p>	<p>社会資本分野におけるデータガバナンスガイド(総務省、2012.7)</p>	<p>米・米加工品の内部トレーサビリティ確保の手引き(農水省、2011.11)</p>	
情報の公開・二次利用	ASP・SaaS・クラウド事業者向け					<p>★地盤情報の公開・二次利用促進のためのガイド(総務省、2013.6)</p>	<p>★農産物情報の提供・二次利用ガイド(ASPIC、2013.6)</p>	<p>★防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド(総務省、2013.6)</p>
	情報作成者・情報保有者向け						<p>★水産物情報等の提供・二次利用ガイド(ASPIC、2013.6)</p>	
	利用者向け							

(1) 地盤情報の公開・二次利用促進のためのガイド

国や地方公共団体等が保有・保管するボーリングデータ等の地盤情報を公開する際、及び公開された地盤情報を二次利用する際に必要となる事項、留意すべき事項をガイドとしてとりまとめたもの。

<本ガイドの構成>

第I部 共通編

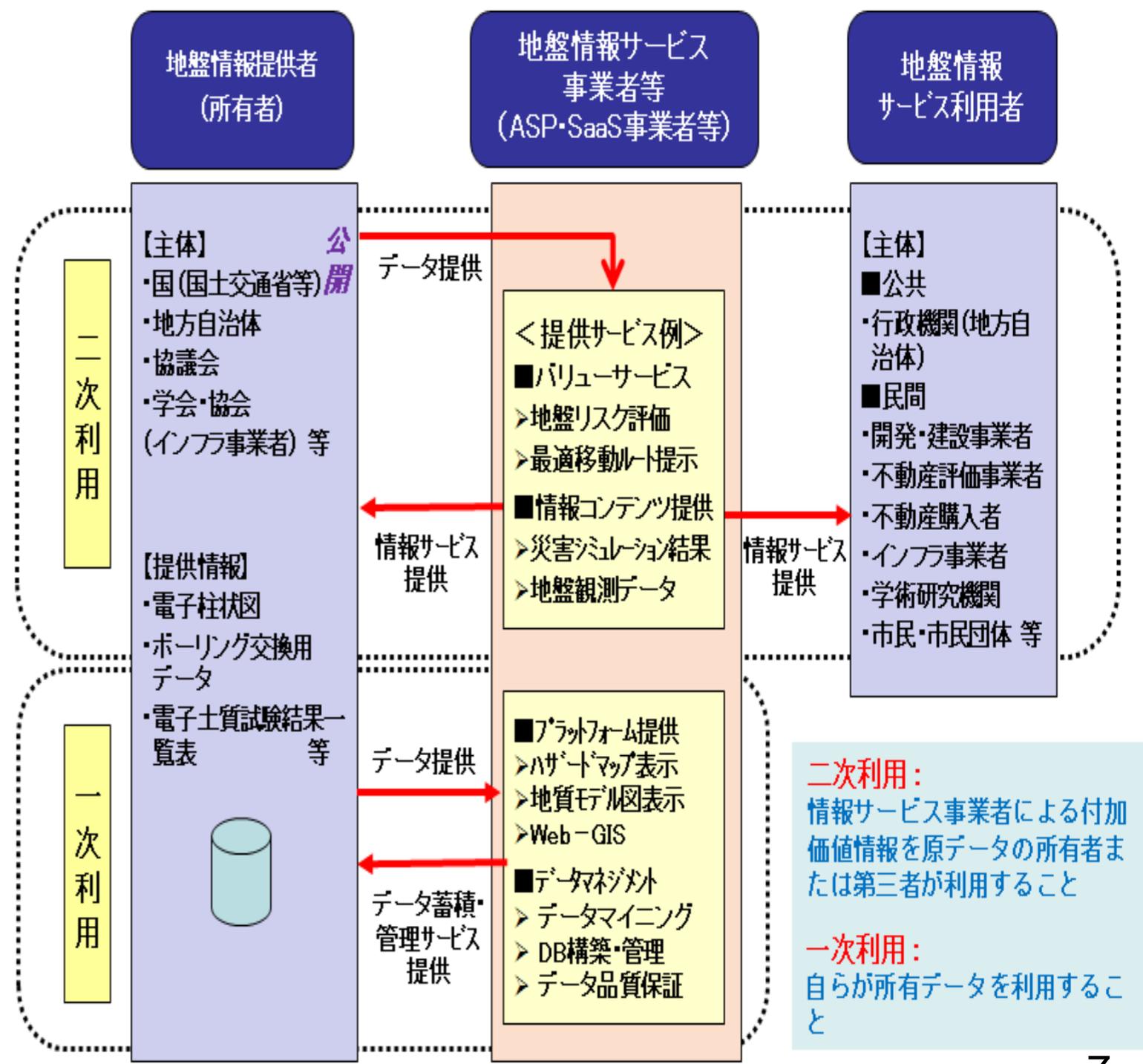
- 本ガイドについて
 - 本ガイドの目的と使い方
 - 本ガイドの想定利用者
 - 本ガイドの対象範囲
 - 本ガイドで使用する主な用語の定義と範囲
- 地盤情報について
 - 地盤情報の公開と利用促進の社会的意義
 - 地盤情報の所有者
 - 地盤情報の公開状況と入手方法
 - 公開地盤情報の種類と特徴1
 - 地盤情報の二次利用のイメージ

第II部 公開促進編

- 地盤情報提供者内部における公開に向けたポイント
 - 地盤情報の公開・共有によって情報提供者の享受できる利点
 - 地盤情報公開の手段・方法等におけるポイント
 - 地盤情報の公開における連携のあり方 等
- 地盤情報サービス事業者等との関係におけるポイント
 - 地盤情報の利用規約の明示
 - データの信頼性・品質等の明示
 - 地盤情報サービス事業者に対する確認事項

第III部 二次利用促進編

- 地盤情報提供者との関係における留意事項について
 - 利用規約・目的の確認
 - 原データの信頼性・品質の確認
 - 地盤情報に係る官民連携のあり方 等
- 地盤情報サービス利用者との関係における留意事項について
 - 利用規約の作成
 - サービスの種類・内容の明示
 - その他法的事項の明示 等



(2) 農産物情報の提供・二次利用ガイド

生鮮農産物の栽培情報を公開する際、及びクラウドサービス事業者等が公開された栽培情報の二次利用サービスを提供する際に、必要となる事項、留意すべき事項をガイドとしてとりまとめたもの。

<本ガイドの構成>

第I部 共通編

1. 本ガイドについて

- 1.1. はじめに1
- 1.2. 本ガイドの目的と使い方
- 1.3. 本ガイドの想定利用者
- 1.4. 本ガイドの対象範囲 等

2. 農産物情報の提供と二次利用

- 2.1. 農産物情報の二次利用
- 2.2. 農産物情報の種類(栽培仕様、栽培履歴等)と保有者
- 2.3. 二次利用における情報の積極的な活用
- 2.6. 目的別の利用パターン・農産物情報の公開範囲 等

第II部 情報提供編

1. 農産物情報の提供メリットについて

- 1.1. 保有する農産物情報の種類別の提供メリットの比較

2. 農産物情報サービス事業者等との関係における留意事項

- 2.1. 保有する農産物情報の種類別の留意事項
- 2.2. 提供の条件(許諾・遵守義務・禁止/制限・免責事項・利用料等)の確認
- 2.4. 農産物情報サービス事業者等が開示している情報の確認 等

第III部 二次利用促進編

1. 農産物情報の二次利用メリットについて

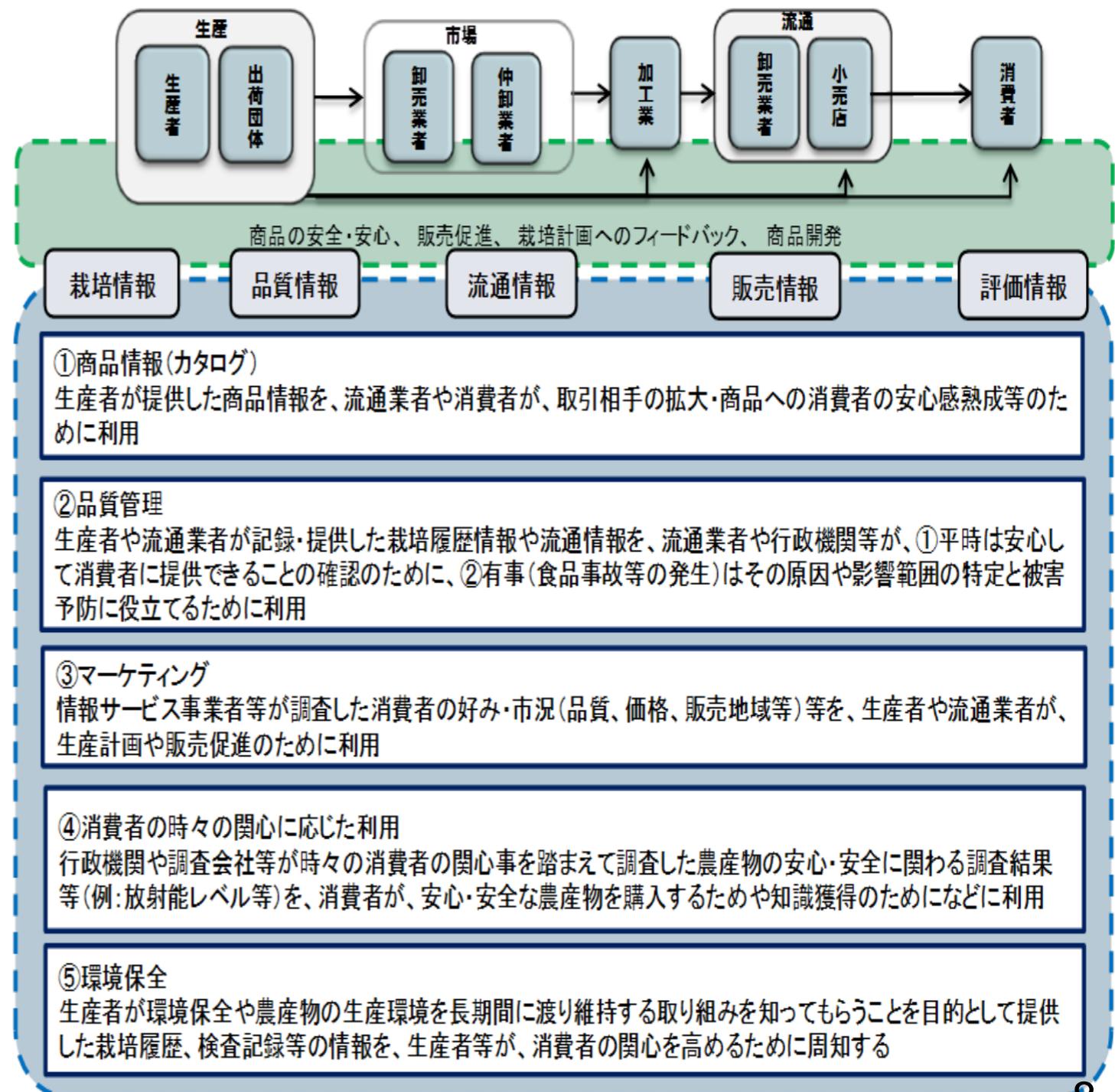
- 1.1. 目的別、利用パターン別の二次利用メリット
- 1.2. 参考となる事例の成功要因とその効果の解説

2. 農産物情報保有者との関係における留意事項

- 2.1. 提供された情報の利用目的
- 2.2. 目的別、利用パターン別の留意事項
- 2.4. 提供された情報の信頼性・品質 等

3. 農産物情報サービス利用者との関係における留意事項

- 3.1. 目的別、利用パターン別の留意事項5
- 3.2. 利用規約の作成
- 3.3. 情報サービス利用者に提供する情報の信頼性・品質
- 3.4. 情報開示による信頼の獲得



(3) 水産物情報等の提供・二次利用ガイド

水産物の属性情報を公開する際、及びクラウドサービス事業者等が公開された属性情報の二次利用サービスを提供する際に、必要となる事項、留意すべき事項をガイドとしてとりまとめたもの。

<本ガイドの構成>

第I部 共通編

1 本ガイドについて

- 1.1 本ガイドの目的と使い方
- 1.2 本ガイドで使用する主な用語の定義等
- 1.3 本ガイドの想定利用者
- 1.4 本ガイドの対象範囲

2 水産物情報等の提供及び二次利用の内容

- 2.1 水産物情報等のニーズを通じた連携促進
- 2.2 水産物情報等の提供及び二次利用のパターン
- 2.3 水産物情報等の法律上の対応

第II部 情報提供編

1 水産物情報等の保有者における情報提供のメリット

- 1.1 水産物情報等のオープン/クローズド別に見た情報提供のメリット
- 1.2 取引形態別に見た情報提供のメリット

2 水産物情報等の提供における留意点

- 2.1 情報の提供範囲(クローズド/オープン)による留意点
- 2.2 情報の相手先による留意点
- 2.3 提供対象となる水産物情報等の種類による留意点
- 2.4 トレーサビリティ目的での情報提供における留意点

第III部 二次利用促進編

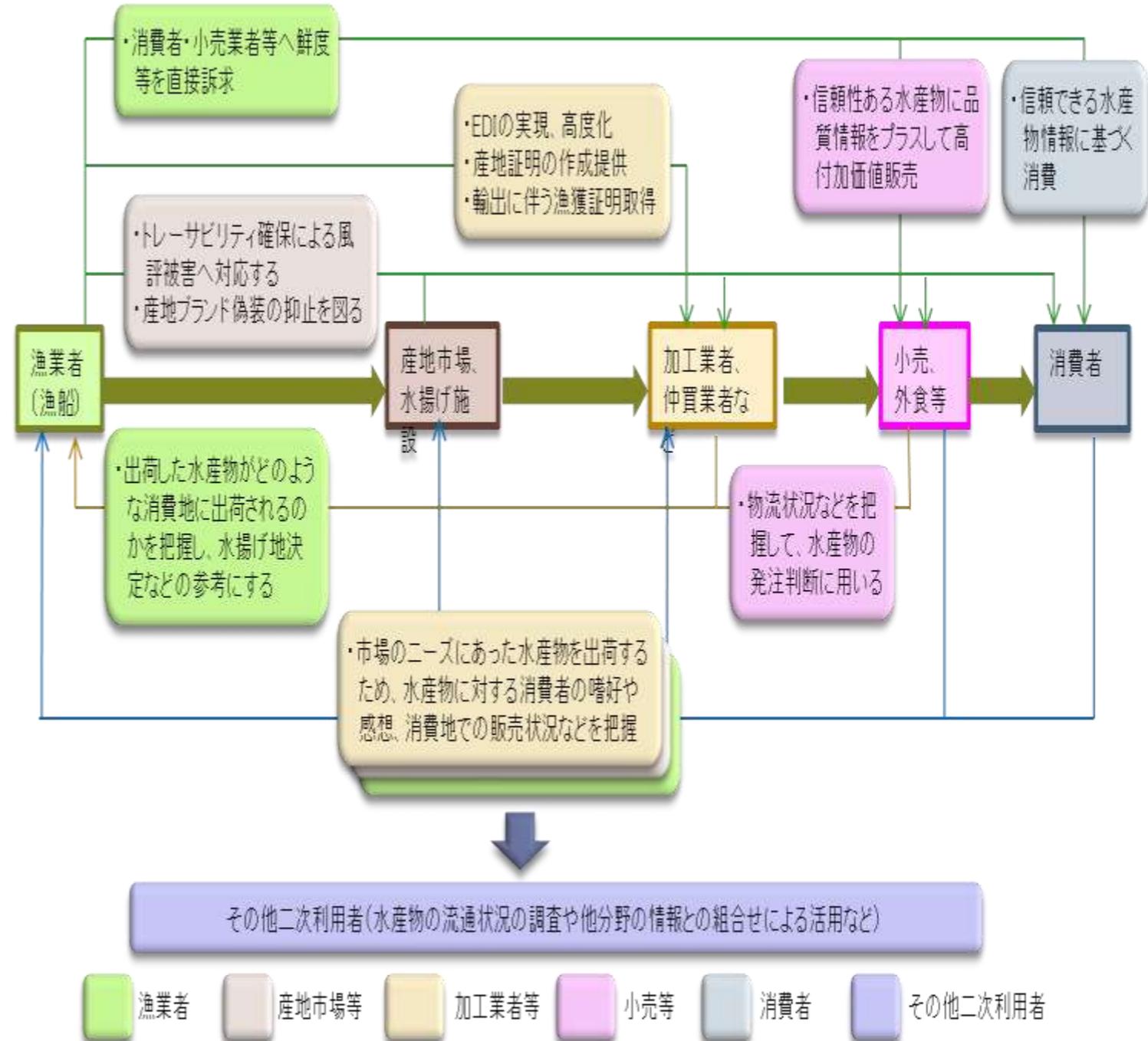
1 二次利用における水産物情報の活用メリット

- 1.1 二次利用における情報サービス事業者の水産物情報の活用メリット
- 1.2 二次利用における情報サービス利用者の水産物情報の活用メリット

2 水産物情報の二次利用における情報サービス事業者における留意点

- 2.1 情報提供者と情報サービス事業者の契約等における留意点
- 2.2 情報提供の相手先による留意点
- 2.3 水産物情報・データの種類等に伴う留意点
- 2.4 データコードに関する留意点 等

3 水産物情報等の二次利用における情報サービス利用者における留意点



(4) 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

災害時における防災・災害情報を公開する際、及び情報サービス事業者等が公開された防災・災害情報の二次利用サービスを提供する際に必要となる事項、留意すべき事項をガイドとしてとりまとめたもの。

<本ガイドの構成>

第I部 共通編

1. 本ガイドについて
 - 1.1 ガイドの目的
 - 1.2 ガイドの背景
 - 1.3 防災・災害情報の全体概要
 - 1.4 本ガイドで使用する用語の定義
 - 1.5 本ガイドの対象範囲(スコープ)
 - 1.6 ガイドの想定利用者と使い方
 - 1.7 関連するガイド等

2. 防災・災害情報の公開と二次利用

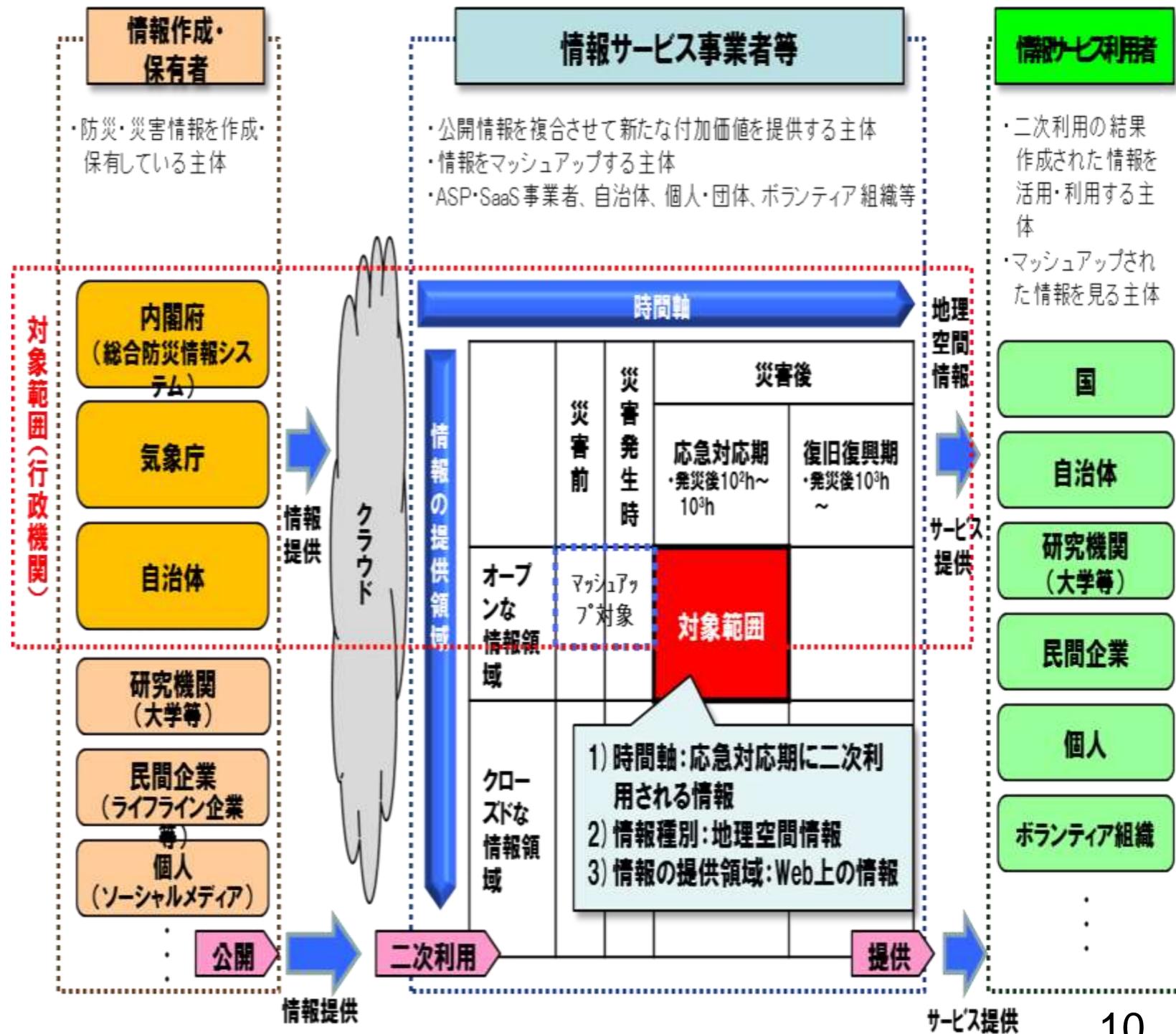
- 2.1 防災・災害情報の公開方法の類型化
- 2.2 防災・災害情報の二次利用の方法としてのマッシュアップ
- 2.3 公開・二次利用に際してのISO22320への準拠

第II部 情報公開編

1. 防災・災害情報の公開のメリットについて
 - 1.1 防災・災害情報の公開のメリット
2. 防災・災害情報の公開にあたっての留意事項
 - 2.1 情報公開にあたっての準備体制作り
 - 2.2 情報公開の際の留意事項
 - 2.3 情報公開の方法に関する留意事項
 - 2.4 利用規約を作成する際の留意事項
 - 2.5 情報の公開後の留意事項

第III部 二次利用促進編

1. 防災・災害情報の二次利用のメリットについて
 - 1.1 防災・災害情報の二次利用のメリット
2. 防災・災害情報の二次利用促進にあたっての留意事項
 - 2.1 公開された情報の二次利用を行う際の留意事項
 - 2.2 情報を二次利用したサービスを提供する際の留意事項



3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

1.1 ガイドの目的

防災関係機関が作成・保有する防災・災害情報を公開する際に留意すべき事項、

及び 情報サービス事業者等が防災・災害情報を二次利用して新たな意味・価値を持つ地理空間情報として情報提供する際に留意すべき事項等を示すことにより、

防災・災害情報の公開・二次利用を促進することを目的としている。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

1.1 本ガイドの主な読者

➤ 公開

防災・災害情報を作成・保有する主要な主体として考えられる**地方公共団体**(以下「**自治体**」という。)を想定

➤ 二次利用

防災・災害情報を二次利用する**情報サービス事業者等**の主要な主体として考えられる**自治体及びASP・SaaS 事業者等**を想定する。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

1.1 本ガイドの想定される効果(メリット)

防災・災害情報の公開・二次利用が促進されることにより

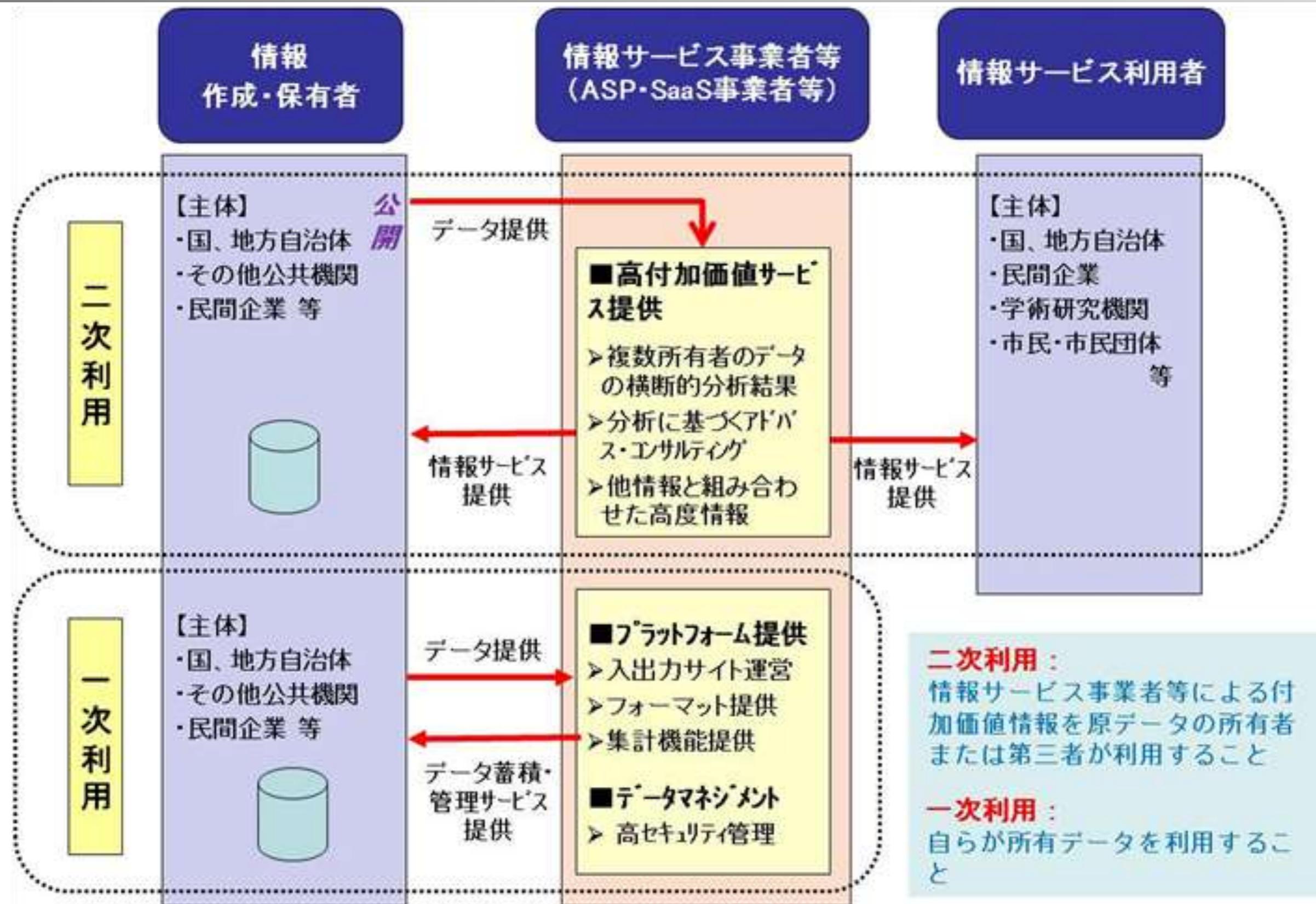
- 被災自治体や被災者等に対して、避難や災害対応など自らの意思決定の判断材料とすることができる様々な情報が提供されるとともに、
- 被災地以外の地域においても、被災状況等を把握することができ適切な被災者・被災地域への支援等が可能となることなどが期待される。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

1.1 ガイド策定の背景

- 国や自治体などが作成・保有する防災・災害情報が、二次利用可能な形で広く公開されることは、被災者・被災地域への支援につなげることができる。
- 一方、東日本大震災において、データが機械判読できず二次利用が困難であったケースや、行政機関ごとに異なっているフォーマットの情報の整理に多くの時間が必要とされたケースが発生するなどが顕在化した。
- IT 戦略本部において、「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月)が決定され、総務省では、防災・災害分野について平成24年度に「情報流通連携基盤の防災・災害情報における実証」を行い、情報の利活用を推進するための横軸の取組みを進めているところである。
- このような背景を踏まえて、防災・災害情報の公開・二次利用を促進するため、行政機関や情報サービス事業者等が防災・災害情報を公開・二次利用する際に留意すべき事項等を示すものとして本ガイドを策定するに至った。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

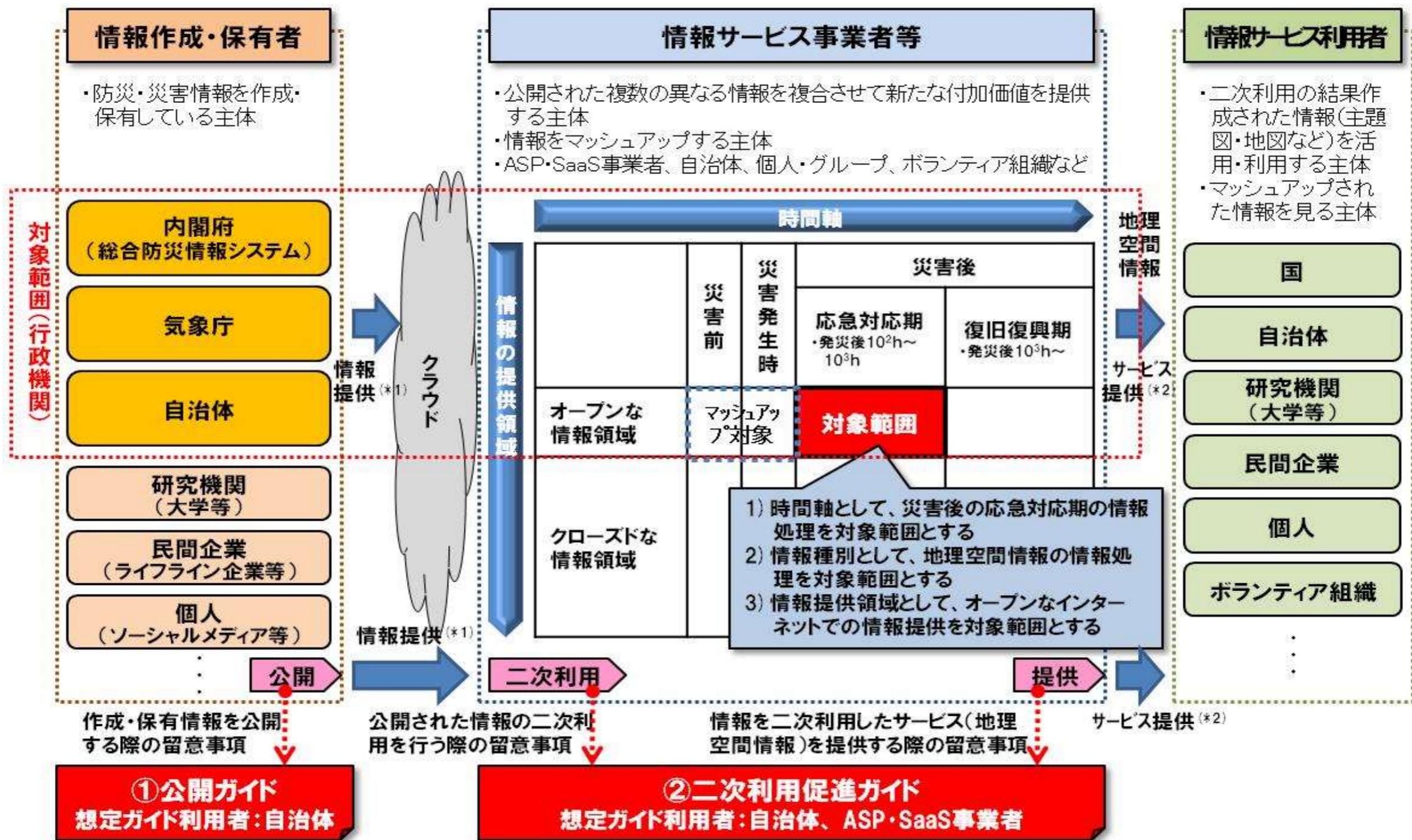


3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

時間軸					
		災害前	災害発生時	災害後	
				応急対応期 (発災後10 ² h~10 ³ h)	復旧復興期 (発災後10 ³ h~)
情報の提供領域	オープンな 情報領域	<ul style="list-style-type: none"> ハザード情報 活断層情報 避難所情報 	<ul style="list-style-type: none"> 各種の警報や注意報 Jアラート 避難指示情報 マスコミ等による報道情報 	<p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水被害情報 避難所情報 鉄道サービス情報 物資供給サービス情報 放射線量情報 孤立者分布情報 	<ul style="list-style-type: none"> 義捐金情報 支援制度情報
	(実証実験の情報)	<ul style="list-style-type: none"> 除雪車経路情報 	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害時の震度情報、被害報、避難所、地滑り危険箇所、ロコミ情報のマッシュアップ 風水害時の洪水予報、被害報、避難所、洪水ハザードマップ、ロコミ情報のマッシュアップ 雪害時の積雪量、被害報、ロコミ情報のマッシュアップ 		
	クローズドな 情報領域	<ul style="list-style-type: none"> 機微情報を含む被害推計 帰宅困難者受入れ事業所情報 	<ul style="list-style-type: none"> 被害推計(DIS) 	<ul style="list-style-type: none"> 救援部隊情報 救援物資情報 	<ul style="list-style-type: none"> 建物被災判定情報 り災証明発行情報

○「青字」は実証実験で実施している情報の二次利用の例

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド



(*1) 情報提供: 作成・保有している情報を公開すること (*2) サービス提供: 公開された複数の異なる情報を複合させて付加価値のあるサービスを提供すること

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第II部 情報公開編

1. 防災・災害情報の公開の意義・メリット

- ① 防災意識の向上
- ② 災害時の意思決定支援
- ③ リソース配分の最適化
- ④ 被災地における情報処理の作業負担の軽減
- ⑤ 国民参加・官民協働の推進
- ⑥ 経済の活性化・行政の高度化

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第II部 情報公開編

2. 防災・災害情報の公開に当たっての留意事項

2.1 情報公開に当たっての準備・体制整備

① 情報を公開する環境作り

災害発生後では遅い、事前に公開できる環境。

外部からの応援を受け入れ可能な仕組み。

② 情報処理の体制整備

人材育成。情報処理を代行するボランティア団体等との事前契約。

③ 保有する情報の有効活用

死蔵している情報がないか。

災害時に活用できる情報を平時から公開する。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第II部 情報公開編

2. 防災・災害情報の公開に当たっての留意事項

2.2 情報公開前の確認事項

- ① 法令等の確認
- ② 知的財産権の確認
- ③ 著作権の確認
- ④ 地理空間情報に関する留意点
- ⑤ 個人情報の確認
- ⑥ 公開する情報の信頼性・品質の責任

<例> 著作権についての記載例 気象庁のホームページより

著作権等について

「気象庁ホームページ」及びホームページ掲載情報は、日本国の著作権法および国際条約による著作権保護の対象となっています。

ホームページの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、気象庁に無断で転載、複製、出版、放送、上映等を行うことはできません。

また、引用を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。ホームページの内容の全部または一部について、気象庁に無断で改変を行うことはできません。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第II部 情報公開編

2. 防災・災害情報の公開に当たっての留意事項

2.3 情報公開の方法に関する留意事項

(1) 二次利用し易いファイル形式

地理空間情報を含む防災・災害情報を公開するに当たっては、標準的なファイル形式(PDFやGIF等)や情報サービス事業者等が二次利用可能なファイル形式(GML、KML等)を採用することが望ましい。

(2) 編集不可能なファイル形式で公開されている情報への位置情報の付与

PDF やPNG 等のファイル形式で公開している画像情報(避難所マップ等)について、位置情報(緯度経度などのXY座標等)を保有している場合には、位置情報を別のファイル形式(TXT やCSV 等)で付与して公開することが望ましい。

なお、おおよそその位置情報が把握できるだけでも、二次利用者の利便性が向上するため、地図の四隅に位置情報を付与することが望ましい。

<例> 避難所マップ(PDF)に位置情報を 別ファイル(CSV)で付与したイメージ

X市防災MAP

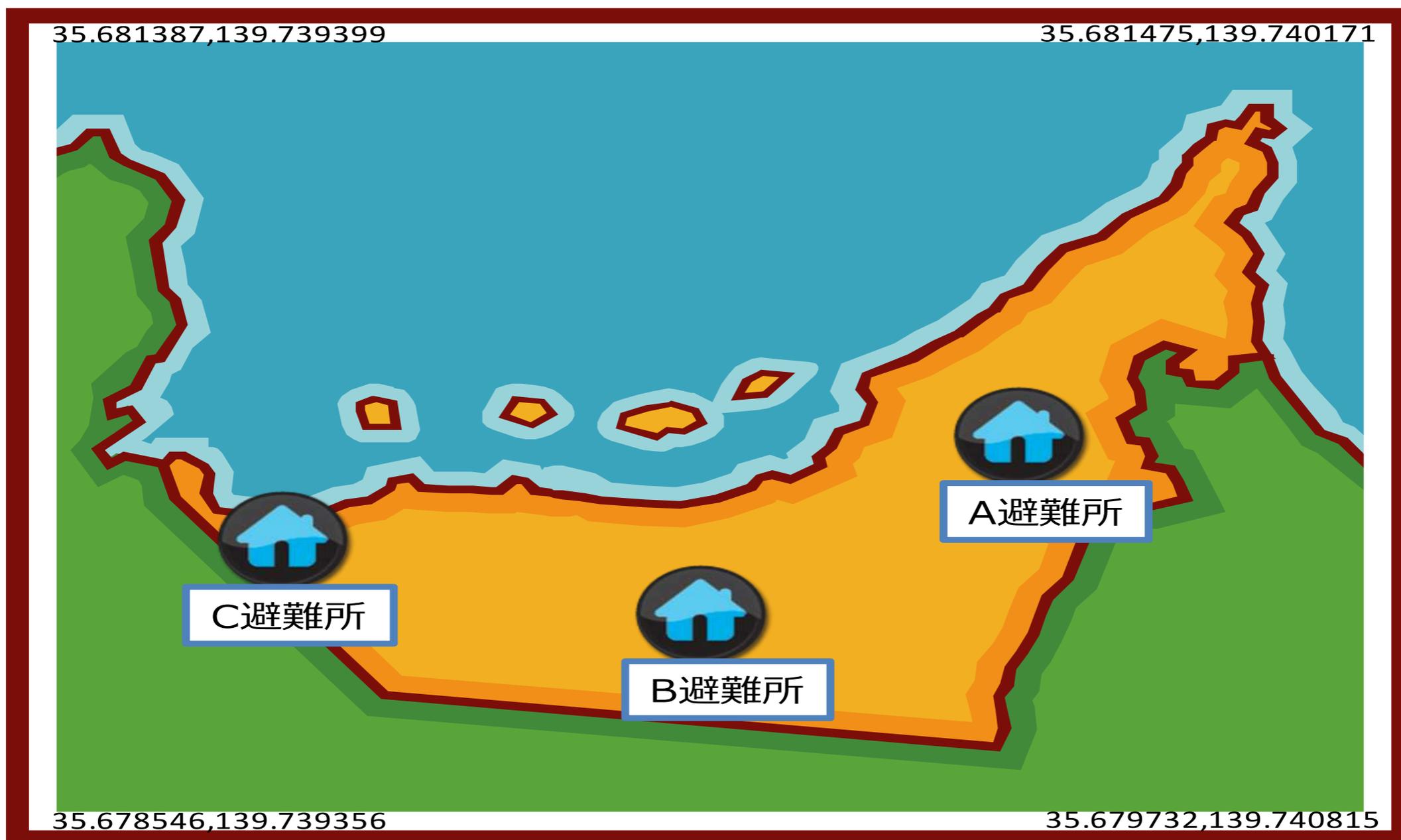


避難所名	XY	住所
A避難所	35.681475,139.740171	〇〇町〇番
B避難所	35.681387,139.739399	△△町△番
C避難所	35.678546,139.739356	〇〇町〇番
...
...

避難所の位置情報(CSV)

<例> 避難所マップ(PDF)の4隅に位置情報を付与したイメージ

X市防災MAP(PDF)



3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

(3) 検索キーワード・メタデータの付与

公開された情報がどこにあるのか、二次利用者が情報を検索し易いように、タグ（HTMLタグ等）に関連するキーワード・メタデータを付与することが望ましい。

（検索キーワード例： 防災、防災マップ、ハザードマップ、災害マップ等）

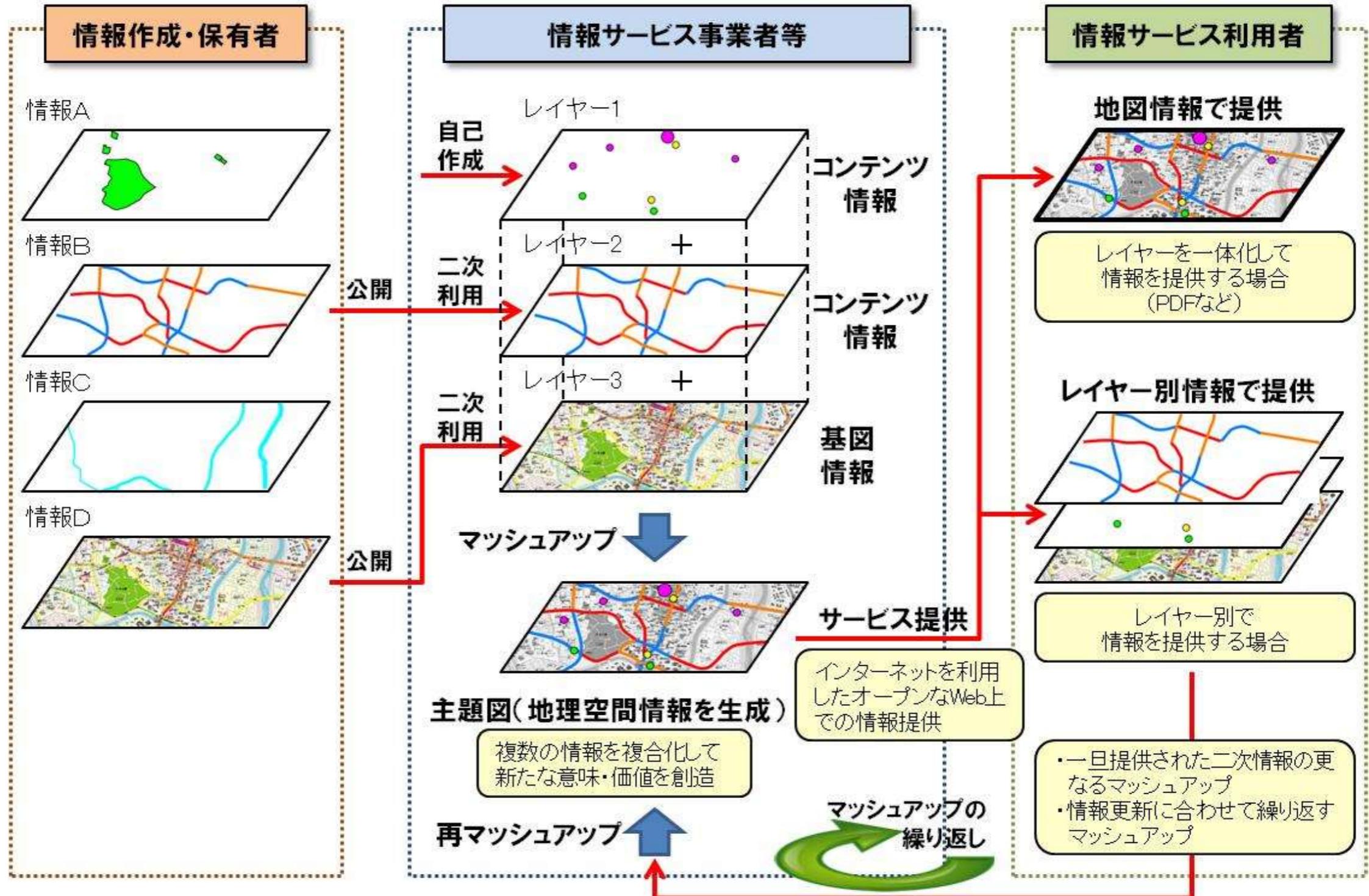
(4) 定形化したテンプレートによる公開

公開された情報は、地理空間情報としてマッシュアップされることを想定していることから、二次利用者が容易にマッシュアップできるよう予め情報項目が定められている定形化したテンプレートに沿った情報を公開することも有効であると考えられる。この場合、二次利用し易い編集可能なファイル形式（CSV、XML、RDF等）で公開することが望ましい。

(5) 標準的なデータ提供・交換方法を用いることによる連携促進

情報を公開する際に、標準的なファイル形式や交換方法を用いることにより、情報サービス事業者等が公開された情報を検索・加工する手間が軽減され、一層の二次利用の促進につながることを期待される。

マッシュアップのイメージ



3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第II部 情報公開編

2. 防災・災害情報の公開に当たっての留意事項

2.4 利用規約等を作成する際の留意事項

- インターネット上で情報を公開する際には、「利用規約」又は「利用上の注意」等を作成し、併せて公開することが望ましい。
- 防災・災害情報は、防災・災害対応や復興を目的として利用される場合が多いと考えられるため、二次利用者の利便性を考慮した利用規約等を作成することが望ましい。

- ① 免責事項の明示
- ② 二次利用権の許諾
- ③ 無償提供
- ④ 情報源の明示
- ⑤ 情報の改ざん等の禁止
- ⑥ 著作物が含まれる場合

<例>: 利用上の注意の例

気象庁のホームページより利用上の注意について

ホームページの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、利用者がホームページの情報を
用いて行う一切の行為について気象庁は何ら責任を
負うものではありません。 (以下、略)

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第II部 情報公開編

2. 防災・災害情報の公開に当たっての留意事項

2.5 情報公開後の留意事項

情報の作成日時、更新日、更新頻度等について、情報を公開しているホームページに併記することが望ましい。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第III部 二次利用編

1. 防災・災害情報の二次利用の意義・メリット

① 被災者や被災自治体等の意思決定支援

防災・災害情報の二次利用が促進され、多くの地図がマッシュアップされて提供されることにより、被災者や被災自治体等に様々な情報が提供され、避難や災害対応など自らの意思決定の判断材料とすることができる。

② 広域的な受援・応援の促進

防災・災害情報が二次利用され、情報サービス事業者等によって地理空間情報としてインターネット上で提供されることにより、被災者や被災地等の対応に必要な情報が広く共有され、広域的な受援・応援を促進することができる。

③ 住民による自助・共助の促進

住民自らの災害対応の判断材料となって自助を促進するとともに、住民相互の共助を促進することにつながると考えられる。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第III部 二次利用編

2. 防災・災害情報の二次利用に当たっての留意事項

2.1 二次利用を行う際の留意事項

(1) 二次利用する情報の確認

情報サービス事業者等は、入手した公開情報について利用規約や注意事項等の有無を確認すること。利用規約等が存在する場合には、内容を確認し、記載されている事項を遵守しなければならない。

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 原データの信頼性・品質の確認 | ⑥ 著作権の確認 |
| ② 利用目的の確認 | ⑦ 成果物の提出 |
| ③ 資格要件の確認 | ⑧ 免責事項の確認 |
| ④ 許諾事項の確認 | ⑨ 利用料の確認 |
| ⑤ 禁止/制限事項の確認 | |

(2) 更新する場合の最新情報の利用

(3) 二次利用する情報の受け皿

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第III部 二次利用編

2. 防災・災害情報の二次利用に当たっての留意事項

2.2 二次利用したサービスを地理空間情報として提供する際の留意事項

(1) 二次利用サービス提供に当たっての留意事項

① 自己責任の原則

サービス提供のスピードと情報の精度はトレードオフの関係にあり、情報サービス利用者は本人の自由意思に基づいて情報を利用 ⇒ 情報サービス利用者の自己責任が原則

② サービス提供のスピードと情報の多様性

応急対応期において提供するマッシュアップされる情報の中には、正確な実被害情報が得られる前であっても必要な情報があり、これら情報のサービス提供に際しては、情報の精度よりも、迅速なサービス提供や、多くの種類の情報提供が重要となる場合もあり得る。

③ 情報サービス利用者による利用(マッシュアップ)の自由の原則

④ 情報源及びシミュレーション根拠の明示

⑤ 標準的技術の採用

⑥ 無償での情報提供(無償期間が有限な場合が多い)

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第III部 二次利用編

2. 防災・災害情報の二次利用に当たっての留意事項

2.2 二次利用したサービスを地理空間情報として提供する際の留意事項

(2) 利用規約等の作成

情報サービス事業者等は、サービス提供に当たっては、利用規約や注意事項等を作成し、二次利用したサービスを提供する際には、利用規約等も公開した上で、サービスを提供することが望ましい。

① 利用規約等に盛り込むべき基本的な項目

ASP・SaaS事業者等が情報サービス提供者となる場合、利用規約等の作成に当たっては、「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針」を参照すること。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第III部 二次利用編

2. 防災・災害情報の二次利用に当たっての留意事項

2.2 二次利用したサービスを地理空間情報として提供する際の留意事項

- 前記指針を踏まえ、利用規約等に盛り込むべき基本的な項目としては、以下に示すものが考えられる。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1) サービスの種類・内容 | 8) 免責事項 |
| 2) サービスの品質 | 9) 禁止事項 |
| 3) サービスのセキュリティ対策 | 10) 著作権等の権利関係 |
| 4) サービスの変更・停止・終了 | 11) 個人情報の取扱い・保護関係 |
| 5) サービスのサポート体制 | 12) その他法的事項 |
| 6) サービスの会員登録 | |
| 7) サービスの料金・決済方法 | |

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第III部 二次利用編

2. 防災・災害情報の二次利用に当たっての留意事項

2.2 二次利用したサービスを地理空間情報として提供する際の留意事項

(2) 利用規約等の作成

② 無償でサービスを提供する場合

応急対応期におけるサービス提供については、基本的にはボランティア的な活動の一環として無償でサービス提供が行われることが想定される。

無償でサービス提供を行う場合に、利用規約等に盛り込むべき項目としては、以下に示すものが考えられる。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

○使用権の公開

インターネット上に情報を公開した段階で、その情報についての二次使用権を社会に対して許諾したと理解する。従って、誰でも自由にその情報を利用することができる。

○著作権の維持

情報の利用者は、その情報を利用するにあたって、情報源を常に明示する義務を負う。

○自己責任の原則

情報の利用者は本人の自由意思に基づいてその情報を利用する。

情報の利用によって生ずるいかなる結果に対しても情報の利用者が責任を負う。

情報の提供者は情報の利用によって生ずるいかなる結果に対しても一切の責任を負わない。

3. 防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド

第III部 二次利用編

2. 防災・災害情報の二次利用に当たっての留意事項

2.2 二次利用したサービスを地理空間情報として提供する際の留意事項

(3) 情報提供の方法に関する留意事項

- ① 基図情報(地図の背景)とコンテンツ情報(基図情報に重ね合わせるハザード、社会資産、災害対応等)にレイヤーを分けたサービス提供
- ② マッシュアップ情報へのタイムスタンプ(日付、時刻など)の付与
- ③ サービス提供範囲の選択と制限

(4) 情報サービス利用者の使い易さへの配慮

- ① 基図情報とコンテンツ情報を組み合わせた地図情報としてのサンプルの提示(個々のレイヤー情報だけでは、何を意味するか不明な場合があるため)
- ② 関連した主題図ごとに分類するなど工夫したサービス提供
- ③ 情報サービス利用者がマッシュアップできる環境の提供

<H25年6月に公表したガイドのダウンロード>

- 「地盤情報の公開・二次利用促進のためのガイド」
- 「防災・災害情報の公開・二次利用促進のためのガイド」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000072.html

- 「農産物情報の提供・二次利用ガイド」
- 「水産物情報等の提供・二次利用ガイド」

<http://www.aspicjapan.org/information/guideline/index.html>

是非、ご活用ください。